

## 岐阜地方最低賃金審議会委員名簿（第 55 期）

令和 7 年 4 月 1 日

| 区 分     | 氏 名    | 現 職                    |
|---------|--------|------------------------|
| 公益代表委員  | 栗山 知   | 栗山知法律事務所 弁護士           |
|         | 鷺見 進   | 株式会社岐阜新聞社 統合編集局長       |
|         | 竹内 治彦  | 岐阜協立大学経営学部 教授          |
|         | 寺本 和佳子 | 寺本和佳子法律事務所 弁護士         |
|         | 宮坂 果麻理 | 朝日大学法学部 教授             |
| 労働者代表委員 | 和泉 真行  | U Aゼンセン岐阜県支部 常任        |
|         | 亀井 潤   | 岐阜車体工業労働組合 執行委員長       |
|         | 栗本 理花  | 日本労働組合総連合会岐阜県連合会 副事務局長 |
|         | 堀田 大策  | 太平洋工業労働組合 組合長          |
|         | 村上 正春  | 川崎重工労働組合岐阜支部 執行委員長     |
| 使用者代表委員 | 大脇 哲也  | 岐阜県商工会連合会 専務理事         |
|         | 川本 敏   | 岐阜県中小企業団体中央会 専務理事      |
|         | 澤村 俊夫  | 一般社団法人岐阜県経営者協会 総務部長    |
|         | 竹中 拓也  | 太平洋工業株式会社人事部 主査        |
|         | 松野 英子  | たんぽぽ薬局株式会社 代表取締役社長     |

※五十音順



## 岐阜地方最低賃金審議会運営規程（案）

- 第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、岐阜労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者委員、使用者委員及び公益委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。
- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を、遅くとも当該期日の1週間前までに会長に通知しなければならない。
  - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
  - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
  - 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
  - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付するものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和7年5月 日から施行する。



## テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項

- 1 岐阜地方最低賃金審議会運営規定第4条第1項、岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規定第3条第1項並びに岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規定第3条第1項の「会長（部会長）が必要と認める場合」に該当する事由については、新型コロナウイルス感染症による自宅待機等、やむを得ないと判断される事由とする。
- 2 上記の「会長（部会長）が必要と認める場合」に該当すると判断される場合においても、会議開催日に通信機器を確保できない等、テレビ会議システムを利用する方法による会議が開催できない状況である場合においては、同方法による会議への出席は不可とする。
- 3 テレビ会議システムを利用する方法による会議出席を希望する委員は、原則会議開催日の5日前までに事務局へ事由を付した文書（メール可）により申出する。
- 4 事務局は、上記の申出を受理後、直ちに通信機器の確保等について確認し、テレビ会議システムを利用する方法による会議開催の可否について判断する。  
同上会議の開催が可能である場合については、直ちに会長（部会長）へ申出について通知することとし、同上会議が開催できない場合は、事務局から申出委員へ会議出席が不可となる旨通知する。
- 5 会長（部会長）は委員の申出事由に基づき、テレビ会議システムを利用する方法による会議出席の可否について判断し、会議開催日前日までに事務局へ結果を通知する。
- 6 事務局はテレビ会議システムを利用する方法による会議出席の可否について、会議開催日前日までに申立委員へ通知するとともに、出席可の場合については、Zoomアプリを使用してURL、ID、パスワードを通知する。
- 7 事務局は会議開催前日までに接続テストを実施する。
- 8 テレビ会議システムを利用する方法による会議出席者の遵守事項
  - (1) 室内に委員以外の第三者がいないこと。（会議中の入室は不可）
  - (2) トイレ等、自身の身体状況による退室は認めるが、採決時不在の場合は退席扱いとすること。
  - (3) 電子機器等による審議内容の録音録画を行わないこと。

令和5年5月15日（月） 第474回岐阜地方最低賃金審議会 議題3決定



## 岐阜地方最低賃金審議会 岐阜県最低賃金専門部会運営規程（案）

- 第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岐阜労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を、遅くとも当該期日の5日前までに、部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は、会議を招集するときには、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
  - 4 部会長は、専門部会の円滑な運営を図るため、必要に応じて公益会議、公労会議又は公使会議を開催することができる。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
  - 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
  - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、岐阜地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。



## 岐阜地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会運営規程（案）

- 第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岐阜労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を遅くとも当該期日の5日前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 4 部会長は、専門部会の円滑な運営を図るため、必要に応じて公益会議、公労会議又は公使会議を開催することができる。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、岐阜地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。



令和 7 年度岐阜地方最低賃金審議会 審議方針

令和 7 年 3 月 18 日

岐阜地方最低賃金審議会は、下記事項に留意し審議を行うものとする。

記

- 1 諮問に係る改正審議に当たっては、専門部会を設置して調査審議を行う。  
審議会委員は、専門部会委員の選任について、関係団体が公示期限までに推薦できるように協力するものとする。
- 2 令和 7 年度において諮問された岐阜県最低賃金については、令和 7 年 10 月 1 日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。
- 3 特定最低賃金は、岐阜県全域において適用する。  
特定最低賃金の改正等の必要性に係る調査審議については、審議会で行う。  
改正等の決定については、全会一致の議決となるよう努める。
- 4 特定最低賃金については、原則として、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定により、専門部会の決議をもって審議会の決議とするが、専門部会において全会一致で議決されなかった場合には、審議会で決議するものとする。
- 5 令和 7 年度において諮問された特定最低賃金については、一括して令和 7 年 12 月 21 日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。  
ただし、新設申出業種については、当該申出の取扱いが決定された時点において、別途協議するものとする。



令和7年4月～9月審議会・専門部会等日程

| 4月     |        | 5月              |        | 6月     |                                   | 7月     |                                   | 8月     |                          | 9月                 |   |
|--------|--------|-----------------|--------|--------|-----------------------------------|--------|-----------------------------------|--------|--------------------------|--------------------|---|
| 1 (火)  | 1 (木)  |                 | 1 (日)  | 1 (火)  | 第488回本審 (14：00)                   | 1 (金)  | 第3回専門部会 (13：30)                   | 1 (月)  | 県最賃官報公示                  |                    |   |
| 2 (水)  | 2 (金)  |                 | 2 (月)  | 2 (水)  |                                   | 2 (土)  |                                   | 2 (火)  |                          |                    |   |
| 3 (木)  | 3 (土)  | 憲法記念日           | 3 (火)  | 3 (木)  |                                   | 3 (日)  |                                   | 3 (水)  |                          |                    |   |
| 4 (金)  | 4 (日)  | みどりの日           | 4 (水)  | 4 (金)  |                                   | 4 (月)  | (専門部会予備日)                         | 4 (木)  |                          |                    |   |
| 5 (土)  | 5 (月)  | こどもの日           | 5 (木)  | 5 (土)  | 労部<br>使委                          | 5 (日)  | 第4回専門部会 (9：30)<br>第490回本審 (11：00) | 5 (金)  |                          |                    |   |
| 6 (日)  | 6 (火)  | 振替休日            | 6 (金)  | 6 (日)  | 意推<br>見申                          | 6 (水)  |                                   | 6 (土)  | 県最賃異議申出期間                |                    |   |
| 7 (月)  | 7 (水)  |                 | 7 (土)  | 7 (月)  |                                   | 7 (木)  |                                   | 7 (日)  |                          |                    |   |
| 8 (火)  | 8 (木)  |                 | 8 (日)  | 8 (火)  |                                   | 8 (金)  |                                   | 8 (月)  |                          |                    |   |
| 9 (水)  | 9 (金)  |                 | 9 (月)  | 9 (水)  |                                   | 9 (土)  |                                   | 9 (火)  |                          |                    |   |
| 10 (木) | 10 (土) |                 | 10 (火) | 10 (木) |                                   | 10 (日) |                                   | 10 (水) |                          |                    |   |
| 11 (金) | 11 (日) |                 | 11 (水) | 11 (金) |                                   | 11 (月) | 山の日                               | 11 (木) |                          |                    |   |
| 12 (土) | 12 (月) |                 | 12 (木) | 12 (土) |                                   | 12 (火) |                                   | 12 (金) | 十五日間                     |                    |   |
| 13 (日) | 13 (火) | 第487回本審 (14:00) | 13 (金) | 13 (日) |                                   | 13 (水) |                                   | 13 (土) |                          |                    |   |
| 14 (月) | 14 (水) |                 | 14 (土) | 14 (月) |                                   | 14 (木) |                                   | 14 (日) |                          |                    |   |
| 15 (火) | 15 (木) |                 | 15 (日) | 15 (火) |                                   | 15 (金) |                                   | 15 (月) |                          | 敬老の日               |   |
| 16 (水) | 16 (金) |                 | 16 (月) | 16 (水) |                                   | 16 (土) |                                   | 16 (火) |                          | 特定最賃合同専門部会 (14：00) |   |
| 17 (木) | 17 (土) |                 | 17 (火) | 17 (木) |                                   | 17 (日) |                                   | 17 (水) |                          |                    |   |
| 18 (金) | 18 (日) |                 | 18 (水) | 18 (金) |                                   | 18 (月) |                                   | 18 (木) |                          |                    |   |
| 19 (土) | 19 (月) |                 | 19 (木) | 19 (土) |                                   | 19 (火) |                                   | 19 (金) |                          |                    |   |
| 20 (日) | 20 (火) |                 | 20 (金) | 20 (日) |                                   | 20 (水) |                                   | 20 (土) |                          |                    |   |
| 21 (月) | 21 (水) |                 | 21 (土) | 21 (月) | 海の日                               | 21 (木) | 第491回本審 (9：30)                    | 21 (日) |                          |                    |   |
| 22 (火) | 22 (木) |                 | 22 (日) | 22 (火) |                                   | 22 (金) |                                   | 22 (月) | 特定最賃関係労部<br>使委<br>意見申出期間 |                    |   |
| 23 (水) | 23 (金) |                 | 23 (月) | 23 (水) |                                   | 23 (土) |                                   | 23 (火) |                          | 秋分の日               |   |
| 24 (木) | 24 (土) |                 | 24 (火) | 24 (木) |                                   | 24 (日) |                                   | 24 (水) |                          |                    |   |
| 25 (金) | 25 (日) |                 | 25 (水) | 25 (金) |                                   | 25 (月) |                                   | 25 (木) |                          |                    |   |
| 26 (土) | 26 (月) |                 | 26 (木) | 26 (土) |                                   | 26 (火) |                                   | 26 (金) |                          |                    |   |
| 27 (日) | 27 (火) |                 | 27 (金) | 27 (日) |                                   | 27 (水) |                                   | 27 (土) |                          |                    |   |
| 28 (月) | 28 (水) |                 | 28 (土) | 28 (月) |                                   | 28 (木) |                                   | 28 (日) |                          |                    |   |
| 29 (火) | 昭和の日   |                 | 29 (日) | 29 (火) |                                   | 29 (金) |                                   | 29 (月) |                          |                    |   |
| 30 (水) | 30 (金) |                 | 30 (月) | 30 (水) | 第489回本審 (9：30)<br>第1回専門部会 (11：00) | 30 (土) |                                   | 30 (火) |                          |                    |   |
| ×      | ×      | ×               | ×      | ×      | ×                                 | ×      | ×                                 | ×      | ×                        | ×                  | × |



令和7年度日程(4月～9月)

| 日程       | 開催時刻  | 会議名        | 議題                          |
|----------|-------|------------|-----------------------------|
| 5月13日(火) | 14:00 | 第487回本審    | 会長・運小委員選出、運営規定等確認           |
| 7月1日(火)  | 14:00 | 第488回本審    | 県最賃諮問、特賃必要性諮問               |
| 7月30日(水) | 9:30  | 第489回本審    | 県最賃意見陳述、目安伝達                |
| 7月30日(水) | 11:00 | 第1回専門部会    | 県最賃審議                       |
| 7月31日(木) | 13:30 | 第2回専門部会    | 県最賃審議                       |
| 8月1日(金)  | 13:30 | 第3回専門部会    | 県最賃審議                       |
| 8月4日(月)  | 13:30 | (専門部会予備日)  | 同上                          |
| 8月5日(火)  | 9:30  | 第4回専門部会    | 県最賃審議                       |
| 8月5日(火)  | 11:00 | 第490回本審    | 県最賃答申                       |
| 8月21日(木) | 9:30  | 第491回本審    | 県最賃異議答申、特賃意見陳述、同必要性答申、同金額諮問 |
| 9月16日(火) | 14:00 | 特定最賃合同専門部会 | 部会長選出、運営規定確認                |



令和7年10月～令和8年3月審議会・専門部会等日程（案）

| 1 0 月  |                   |        |                   | 1 1 月  |  |        |      | 1 2 月  |  |        |      | 1 月    |        |        |                     | 2 月    |  |        |                   | 3 月    |  |        |  |
|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|--|--------|------|--------|--|--------|------|--------|--------|--------|---------------------|--------|--|--------|-------------------|--------|--|--------|--|
| 1 (水)  | 第2回電機専門部会(13:30)  | 1 (土)  |                   | 1 (月)  |  | 1 (木)  |      | 1 (日)  |  | 1 (日)  |      | 1 (日)  |        | 1 (日)  |                     | 1 (日)  |  | 1 (日)  |                   | 1 (日)  |  | 1 (日)  |  |
| 2 (木)  | 第2回航空機専門部会(13:30) | 2 (日)  |                   | 2 (火)  |  | 2 (金)  |      | 2 (月)  |  | 2 (月)  |      | 2 (月)  |        | 2 (月)  |                     | 2 (月)  |  | 2 (月)  |                   | 2 (月)  |  | 2 (月)  |  |
| 3 (金)  | 第2回自動車専門部会(13:30) | 3 (月)  | 文化の日              | 3 (水)  |  | 3 (土)  |      | 3 (水)  |  | 3 (火)  |      | 3 (火)  |        | 3 (火)  |                     | 3 (火)  |  | 3 (火)  |                   | 3 (火)  |  | 3 (火)  |  |
| 4 (土)  |                   | 4 (火)  |                   | 4 (木)  |  | 4 (日)  |      | 4 (木)  |  | 4 (水)  |      | 4 (水)  |        | 4 (水)  |                     | 4 (水)  |  | 4 (水)  |                   | 4 (水)  |  | 4 (水)  |  |
| 5 (日)  |                   | 5 (水)  |                   | 5 (金)  |  | 5 (月)  |      | 5 (金)  |  | 5 (月)  |      | 5 (木)  |        | 5 (木)  |                     | 5 (木)  |  | 5 (木)  |                   | 5 (木)  |  | 5 (木)  |  |
| 6 (月)  | 第3回電機専門部会(13:30)  | 6 (木)  |                   | 6 (土)  |  | 6 (火)  |      | 6 (土)  |  | 6 (火)  |      | 6 (金)  |        | 6 (金)  |                     | 6 (金)  |  | 6 (金)  |                   | 6 (金)  |  | 6 (金)  |  |
| 7 (火)  | 第3回航空機専門部会(13:30) | 7 (金)  |                   | 7 (日)  |  | 7 (水)  |      | 7 (日)  |  | 7 (水)  |      | 7 (土)  |        | 7 (土)  |                     | 7 (土)  |  | 7 (土)  |                   | 7 (土)  |  | 7 (土)  |  |
| 8 (水)  |                   | 8 (土)  |                   | 8 (月)  |  | 8 (木)  |      | 8 (月)  |  | 8 (木)  |      | 8 (月)  |        | 8 (日)  |                     | 8 (日)  |  | 8 (日)  |                   | 8 (日)  |  | 8 (日)  |  |
| 9 (木)  |                   | 9 (日)  |                   | 9 (火)  |  | 9 (金)  |      | 9 (火)  |  | 9 (金)  |      | 9 (金)  |        | 9 (月)  |                     | 9 (月)  |  | 9 (月)  |                   | 9 (月)  |  | 9 (月)  |  |
| 10 (金) |                   | 10 (月) | 第493回本審 (10 : 00) | 10 (水) |  | 10 (土) |      | 10 (水) |  | 10 (土) |      | 10 (火) |        | 10 (火) |                     | 10 (火) |  | 10 (火) |                   | 10 (火) |  | 10 (火) |  |
| 11 (土) |                   | 11 (火) |                   | 11 (木) |  | 11 (日) |      | 11 (木) |  | 11 (日) |      | 11 (水) | 建国記念の日 | 11 (水) |                     | 11 (水) |  | 11 (水) |                   | 11 (水) |  | 11 (水) |  |
| 12 (日) |                   | 12 (水) |                   | 12 (金) |  | 12 (月) | 成人の日 | 12 (金) |  | 12 (月) | 成人の日 | 12 (月) |        | 12 (木) |                     | 12 (木) |  | 12 (木) |                   | 12 (木) |  | 12 (木) |  |
| 13 (月) | スポーツの日            | 13 (木) |                   | 13 (土) |  | 13 (火) |      | 13 (土) |  | 13 (火) |      | 13 (火) |        | 13 (金) |                     | 13 (金) |  | 13 (金) |                   | 13 (金) |  | 13 (金) |  |
| 14 (火) | 第3回自動車専門部会(13:30) | 14 (金) |                   | 14 (日) |  | 14 (水) |      | 14 (日) |  | 14 (水) |      | 14 (水) |        | 14 (土) |                     | 14 (土) |  | 14 (土) |                   | 14 (土) |  | 14 (土) |  |
| 15 (水) |                   | 15 (土) |                   | 15 (月) |  | 15 (木) |      | 15 (月) |  | 15 (木) |      | 15 (木) |        | 15 (日) |                     | 15 (日) |  | 15 (日) |                   | 15 (日) |  | 15 (日) |  |
| 16 (木) |                   | 16 (日) |                   | 16 (火) |  | 16 (金) |      | 16 (火) |  | 16 (金) |      | 16 (金) |        | 16 (月) |                     | 16 (月) |  | 16 (月) |                   | 16 (月) |  | 16 (月) |  |
| 17 (金) |                   | 17 (月) |                   | 17 (水) |  | 17 (土) |      | 17 (水) |  | 17 (土) |      | 17 (火) |        | 17 (火) |                     | 17 (火) |  | 17 (火) |                   | 17 (火) |  | 17 (火) |  |
| 18 (土) |                   | 18 (火) |                   | 18 (木) |  | 18 (日) |      | 18 (木) |  | 18 (日) |      | 18 (水) |        | 18 (水) | 第1回運営小委員会 (14 : 00) | 18 (水) |  | 18 (水) |                   | 18 (水) |  | 18 (水) |  |
| 19 (日) |                   | 19 (水) |                   | 19 (金) |  | 19 (月) |      | 19 (金) |  | 19 (月) |      | 19 (月) |        | 19 (木) |                     | 19 (木) |  | 19 (木) | 第494回本審 (16 : 00) | 19 (木) |  | 19 (木) |  |
| 20 (月) |                   | 20 (木) |                   | 20 (土) |  | 20 (火) |      | 20 (土) |  | 20 (火) |      | 20 (火) |        | 20 (金) |                     | 20 (金) |  | 20 (金) | 春分の日              | 20 (金) |  | 20 (金) |  |
| 21 (火) |                   | 21 (金) |                   | 21 (日) |  | 21 (水) |      | 21 (日) |  | 21 (水) |      | 21 (水) |        | 21 (土) |                     | 21 (土) |  | 21 (土) |                   | 21 (土) |  | 21 (土) |  |
| 22 (水) |                   | 22 (土) |                   | 22 (月) |  | 22 (木) |      | 22 (月) |  | 22 (木) |      | 22 (木) |        | 22 (日) |                     | 22 (日) |  | 22 (日) |                   | 22 (日) |  | 22 (日) |  |
| 23 (木) | 第492回本審 (10 : 00) | 23 (日) | 勤労感謝の日            | 23 (火) |  | 23 (金) |      | 23 (火) |  | 23 (金) |      | 23 (金) |        | 23 (月) | 天皇誕生日               | 23 (月) |  | 23 (月) |                   | 23 (月) |  | 23 (月) |  |
| 24 (金) |                   | 24 (月) | 振替休日              | 24 (水) |  | 24 (土) |      | 24 (水) |  | 24 (土) |      | 24 (土) |        | 24 (火) |                     | 24 (火) |  | 24 (火) |                   | 24 (火) |  | 24 (火) |  |
| 25 (土) |                   | 25 (火) |                   | 25 (木) |  | 25 (日) |      | 25 (木) |  | 25 (日) |      | 25 (日) |        | 25 (水) |                     | 25 (水) |  | 25 (水) |                   | 25 (水) |  | 25 (水) |  |
| 26 (日) |                   | 26 (水) |                   | 26 (金) |  | 26 (月) |      | 26 (金) |  | 26 (月) |      | 26 (月) |        | 26 (木) |                     | 26 (木) |  | 26 (木) |                   | 26 (木) |  | 26 (木) |  |
| 27 (月) |                   | 27 (木) |                   | 27 (土) |  | 27 (火) |      | 27 (土) |  | 27 (火) |      | 27 (火) |        | 27 (金) |                     | 27 (金) |  | 27 (金) |                   | 27 (金) |  | 27 (金) |  |
| 28 (火) |                   | 28 (金) |                   | 28 (日) |  | 28 (水) |      | 28 (日) |  | 28 (水) |      | 28 (水) |        | 28 (土) |                     | 28 (土) |  | 28 (土) |                   | 28 (土) |  | 28 (土) |  |
| 29 (水) |                   | 29 (土) |                   | 29 (月) |  | 29 (木) |      | 29 (月) |  | 29 (木) |      | 29 (木) |        | 29 (日) |                     | 29 (日) |  | 29 (日) |                   | 29 (日) |  | 29 (日) |  |
| 30 (木) |                   | 30 (日) |                   | 30 (火) |  | 30 (金) |      | 30 (火) |  | 30 (金) |      | 30 (金) |        | 30 (木) |                     | 30 (木) |  | 30 (木) |                   | 30 (木) |  | 30 (木) |  |
| 31 (金) |                   | 31 (水) |                   | 31 (水) |  | 31 (土) |      | 31 (水) |  | 31 (土) |      | 31 (土) |        | 31 (日) |                     | 31 (日) |  | 31 (日) |                   | 31 (日) |  | 31 (日) |  |



令和7年度日程(10月～令和8年3月)(案)

| 日程               | 開催時刻  | 会議名        | 議題                       |
|------------------|-------|------------|--------------------------|
| 10月1日(水)         | 13:30 | 第2回電機専門部会  | 金額審議                     |
| 10月2日(木)         | 13:30 | 第2回航空機専門部会 | 金額審議                     |
| 10月3日(金)         | 13:30 | 第2回自動車専門部会 | 金額審議                     |
| 10月6日(月)         | 13:30 | 第3回電機専門部会  | 金額審議、答申                  |
| 10月7日(火)         | 13:30 | 第3回航空機専門部会 | 金額審議、答申                  |
| 10月14日(火)        | 13:30 | 第3回自動車専門部会 | 金額審議、答申                  |
| 10月23日(木)        | 10:00 | 第492回本審    | 専門部会報告<br>(令第6条第5項以外は答申) |
| 11月10日(月)        | 10:00 | 第493回本審    | 特賃異議答申                   |
| 令和8年<br>2月18日(水) | 14:00 | 第1回運営小委員会  | 令和8年度日程調整他               |
| 3月19日(木)         | 16:00 | 第494回本審    | 運営小委員会報告、<br>特賃意向表明報告他   |



令和6年度 特定（産業別）最低賃金審議日程

| 会 議 名                  | 議 題               | 日 時                | 備 考                         |
|------------------------|-------------------|--------------------|-----------------------------|
| 第 482 回<br>岐阜地方最低賃金審議会 | 改正必要性諮問           | 7 月 29 日（月）9:30～   |                             |
| 第 483 回<br>岐阜地方最低賃金審議会 | 改正必要性審議           | 8 月 5 日（月）11:10～   |                             |
| 第 484 回<br>岐阜地方最低賃金審議会 | 改正必要性答申<br>金額改正諮問 | 8 月 21 日（水）9:30～   | 意見陳述（電機労使各 1<br>航空機労 1 使 2） |
| 第 485 回<br>岐阜地方最低賃金審議会 | 専門部会報告            | 10 月 22 日（火）10:00～ |                             |
| 第 486 回<br>岐阜地方最低賃金審議会 | 異議申出対応            | 11 月 7 日（木）10:00～  | 異議申出なし<br>非開催               |

| 特定最賃件名                                                   | 専 門 部 会 委 員 |       |       | 日 時                                                    |                        | 備 考         |
|----------------------------------------------------------|-------------|-------|-------|--------------------------------------------------------|------------------------|-------------|
|                                                          | 公 益         | 労働者側  | 使用者側  |                                                        |                        |             |
| 岐阜県電子部品・<br>デバイス・電子回路、<br>電気機械器具、情報<br>通信機械器具製造業<br>最低賃金 |             |       |       | 第 484 回<br>岐阜地方最低賃金審議会<br>8 月 21 日（水）<br>改正決定必要性なし（答申） |                        | 専門部会<br>非開催 |
| 岐阜県自動車・<br>同附属品製造業<br>最低賃金                               | 栗山 知        | 奥村 真一 | 大脇 哲也 | 第 1 回                                                  | 9 月 9 日（月）<br>14:00～   |             |
|                                                          | 寺本和佳子       | 桑山 勝司 | 桜井 宏  | 第 2 回                                                  | 10 月 3 日（木）<br>13:55～  |             |
|                                                          | 宮坂果麻理       | 齋田 周作 | 竹中 拓也 | 第 3 回                                                  | 10 月 11 日（金）<br>13:30～ | 答 申         |
| 岐阜県航空機・<br>同附属品製造業<br>最低賃金                               | 青木 政浩       | 北島あづさ | 加藤 隆司 | 第 1 回                                                  | 9 月 9 日（月）<br>14:00～   |             |
|                                                          | 高橋 勉        | 西脇 啓二 | 川本 敏  | 第 2 回                                                  | 10 月 7 日（月）<br>14:00～  |             |
|                                                          | 寺本和佳子       | 村上 正春 | 宮尾 篤  | 第 3 回                                                  | 10 月 16 日（水）<br>13:30～ | 答 申         |



## 岐阜地方最低賃金審議会 運営小委員会運営規程（案）

### （規程の目的）

第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、岐阜地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）における調査審議の円滑、かつ、効率的な運営を目的として、必要な事項を討議するため公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各2名により構成された運営小委員会の運営について定めるものである。

### （会議の招集）

第2条 運営小委員会の会議は、運営小委員長が必要と認めたとき、運営小委員長が召集する。

### （会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運営小委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 運営小委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### （議事録の作成）

第4条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運営小委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

### （本審議会への報告）

第5条 運営小委員長は、審議の結果について必要と認める事項を運営小委員会に諮り、本審議会に報告するものとする。

### （規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、運営小委員会の決議に基づいて行うものとする。

（附則） この規程は、令和 年 月 日から施行する。

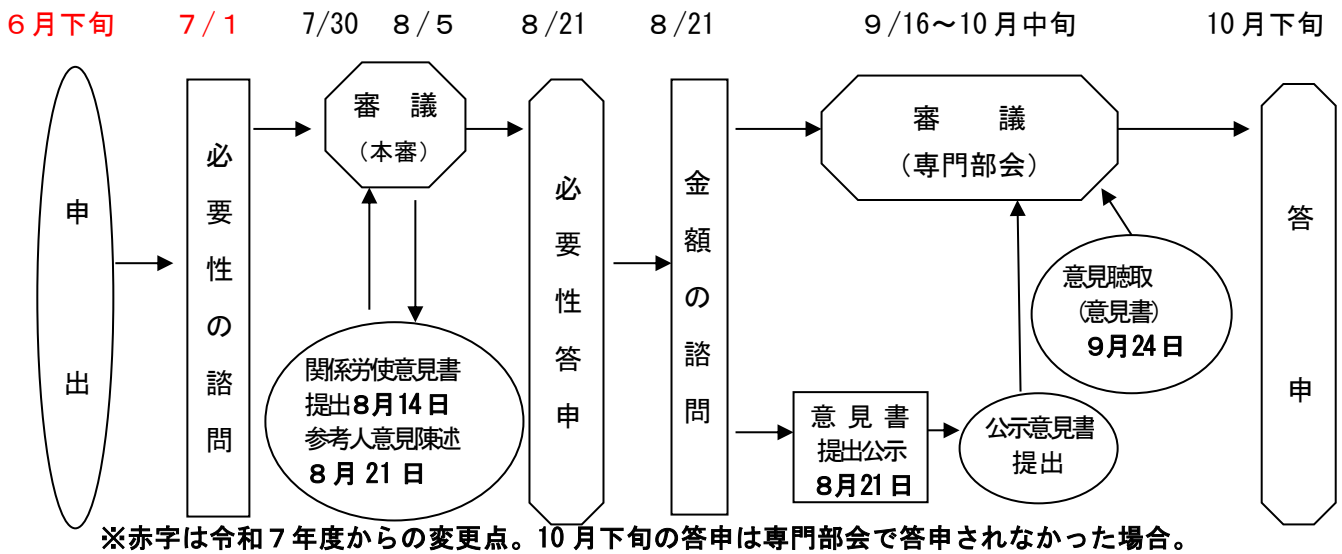


## 最低賃金審議会議事録のホームページ掲載について

1. 岐阜地方最低賃金審議会  
議事録を作成しホームページに掲載する。
2. 岐阜県最低賃金専門部会  
議事録を作成しホームページに掲載する。  
(公益・労働者、公益・使用者の二者協議を除く。)
3. 特定最低賃金専門部会  
議事録を作成しホームページに掲載する。  
(公益・労働者、公益・使用者の二者協議を除く。)
4. 運営小委員会  
議事録を作成しホームページに掲載する。
5. 資料について  
議題と資料目次及び資料をホームページに掲載する。
6. その他  
公文書管理法の施行により、保存期間を超えた文書については、国立公文書館に移管することとなっているため、ホームページの掲載は国立公文書館に移管されるまでの間とする。



## 特定最低賃金の審議の流れ（令和7年度）



## 令和7年度審議日程

| 会議日等                             | 審議内容                                                             | 意見聴取等                                                                  |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 7月1日（火）<br>第488回<br>岐阜地方最低賃金審議会  | ・改正必要性諮問<br>（改正申出要件を満たす申出書が<br>提出された業種）                          | ・労使双方は8月14日<br>（木）までに改正必要性<br>に係る意見書を提出。参<br>考人意見陳述を希望す<br>る場合は事務局へ申出。 |
| 8月21日（木）<br>第490回<br>岐阜地方最低賃金審議会 | ・必要性有無に係る審議（各業種）<br>・必要性有無に係る答申（各業種）<br>・金額改正に係る諮問（必要性ありの<br>業種） | ・必要性有無に係る<br>意見書朗読（事務局）<br>・必要性有無に係る<br>参考人意見陳述（希望す<br>る場合のみ）          |
| 9月16日（火）<br>特賃合同専門部会             | （金額改正審議）<br>・部会長、部会長代理の選任<br>・運営規程の審議、資料説明                       | ・労使双方は9月24日<br>（水）までに金額改正に<br>係る意見書を提出。                                |
| 10月上旬～10月中旬<br>特賃専門部会            | ・金額改正審議（各業種）<br>・金額改正に係る答申（全会一致の場合）                              | ・金額改正に係る<br>意見書朗読（事務局）                                                 |



特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

(令和6年12月1日現在)

| 最低賃金の件名<br>区 分                                       | 適用産業分類                     | 適用使用者数 | 適用労働者数 | 申出必要者数<br>(1/3) |
|------------------------------------------------------|----------------------------|--------|--------|-----------------|
| 岐阜県電子部品・デバイス・<br>電子回路、電気機械器具、<br>情報通信機械器具製造業<br>最低賃金 | E28<br>E29(E294を除く)<br>E30 | 368    | 13,683 | 4,561           |
| 岐阜県自動車・同附属品<br>製造業最低賃金                               | E311                       | 317    | 17,631 | 5,877           |
| 岐阜県航空機・同附属品<br>製造業最低賃金                               | E314                       | 70     | 6,361  | 2,120           |

※ 令和3年経済センサス活動調査結果を基に岐阜労働局労働基準部賃金室において推計したもの。